



差別、偏見、排除を許さず

平和と人権をまもろう 世界人権宣言東京集会

昨年12月10日、東京・日本教育会館で「世界人権宣言65周年東京集会」がおこなわれ、550人が参加した。



550人が参加した東京集会



組坂繁之・副会長



安田浩一さん

開会では、組坂繁之・副会長から「人類は2度の世界大戦を経験し、軍事教育や洗脳、人権侵害をおこなってきた」。また、「軍事を目的とした『国家秘密法』の強行採決など、知る権利や表現の自由などを侵害する法律が制定されている今、平和と人権を守るとりくみをするため、必要があると提起した。

記念講演では、ジャーナリストの安田浩一さんから「ヘイトスピーチは、確実に人を傷つける暴力である」とし、在日コリアンなどへの街宣やデモによる人権侵害を目的とした暴言がおこなわれていることと、ネット利用による

「差別行為者」の動員は、ヘイトスピーチに特化した運動団体ではなく、中学生や主婦、高齢者までが結集する「差別行為」である。また、こういった差別行為を放置する社会や法的問題など、日本社会における差別の状況が問題であると指摘した。さらに「ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク」の共同代表の辛淑玉さんは、家族の経験してきた戦争や災害での在日コリアンにたいする差別、「犯罪



辛淑玉さん

予備軍などの風潮」など、在日コリアンへの差別意識の厳しさが問題提起され、ヘイトスピーチは、これまで、人種差別にとりくんできた先人たちの願いや努力、人種を越え、ともに生きる社会の創造を台無しにしている行為であるということが指摘された。

アイヌ民族と交流し

全国農林漁業運動部長会議

10月25日、27日、第70期第1回全国農林漁業運動部長会議が北海道でひらかれた。

はじめに片岡明幸・農林漁業運動部長、尾倉功・農林水産省経営局就農女性課長補佐、川上竜也・北海道アイヌ協会主任からあいさつがあった。川上さんは、生活や教育の面でいまだに厳しい状況におかれていると説明した。



鹿肉加工場のようす

連載 (3)

「改憲と人権」

シリーズ2回で、憲法の意味や性格、そして主体について書いたが、基本的な意味について、もう少し丁寧のべたいと思う。

「憲法」改正の性格は、基本的人権の制限に！

現在の憲法は「主権在民」が国民という「主権在民」である。しかし「改正案」は「主」が国であり「国民は国に従う」ということになっている。つまり、現行憲法では、国の役割が「国民の人権を保障する」ということだが、改正案では「国の利益のため、国民の人権を制限する」となっている。

これが「改正案」の基本的な性格であり、すべての条文や項目が、こうしたことを基本につくられている。そして、必然的に国民の「基本的人権」は「国益」「公秩序」の範囲内ということになってしまっている。さらに、その「国益」「公秩序」を決めるのが「権力を持つもの」である。

例えば、警察が「〇〇は公秩序に違反する」と判断すると、もう取り締まりの対象になってしまっているのである。これでは、「民主国家」は「国の行き過ぎや誤り」を国民が監視するという当然のことができなくなり、もはや「民主国家」といえない。

昨年夏、ある街で「はだしのゲン」が閲覧禁止になりかけ、文部科学大臣が支持する発言をして問題になったが、この場合も「はだしのゲン」が「公秩序」上に問題があると判断され

ると、たちまちみることができなくなる。また、先日、自民党の石破茂・幹事長がデモにたいして自分のブログに「テロと本質的に変わらない」と書き込み問題になったが、国民の人権である表現や示威行為が「テロと同じ」と決められれば、これも禁止になる。当然「日の丸・君が代」の強制に反対」というのもダメで、憲法違反となってしまう。

さらに「長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国」への「愛国心」を育てることが教育の使命になってしまいう可能性も持っている。

そして「教育勅語」の再登場である。

こんなことを書くとき「大げさな」という人もあるかも知れないが、国民の監視機能がなくなると、国家権力は暴走するという性格をもっている。このことは、人類が何度も経験してきた歴史的事実である。

自民党の「改正案」を読めば読むほど、そうとしか思えないのは、それが「改憲」論者たちの目的であるからで「憲法」改正の基本的な性格は「基本的人権」の制限にあるのである。

動物園の動物たちは、健康管理され、食糧も寝床も完備されている。動きまわること自由である。ただし、オリのなかだが、私たちが「国益」「公秩序」というオリのなかだけの自由が保障された「動物」ということになってしまっている。それが、「憲法改正」の真の姿だ。